

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

- 県職員宿舍規則の一部を改正する規則 (職員厚生課) 一
- 調理師法施行細則の一部を改正する規則 (健康推進課) 三
- 産業廃棄物処理施設の変更の許可申請 (循環型社会推進課) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 四
- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 四
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 四
- 保安林の指定の解除 (森林整備課) 五
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 五
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (同) 五
- 造成宅地防災区域の指定の解除 (建築宅地課) 六
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所) 七
- 開発行為に関する工事の完了 (四件) (建築宅地課) 八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁高校教育課) 一〇

規 則

県職員宿舍規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月十二日

○宮城県規則第六十四号

県職員宿舍規則の一部を改正する規則

宮城県規則(昭和四十九年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。
附則に次の見出し及び五項を加える。

(東日本大震災に係る特例)

- 10 宿舍管理者は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の発生に伴い、他の地方公共団体に勤務する職員の住居の確保が困難となつている場合において特に必要があると認めるときは、当該職員が属する当該地方公共団体(以下「地方公共団体」という。)に対し、有料宿舍を貸与することができる。
- 11 地方公共団体に対し有料宿舍を貸与する場合における当該有料宿舍の宿舍の管理に関する事務は、第四条の規定にかかわらず、総務部長が行う。
- 12 地方公共団体に対し有料宿舍を貸与する場合における第八条第一項、第九条第三項及び第十六条の規定の適用については、第八条第一項中「(様式第一号)を所属する機関の長を経由し」とあるのは「(様式第一号の二)」と、第九条第三項中「(様式第二号)」とあるのは「(様式第二号の二)」と、第十六条中「毎月その月末までに納入通知書により納入しなければならない。ただし、月の中途において入居した場合は、宿舍管理者が納入通知書において定める日まで」とあるのは「知事が別に定める日まで」とする。
- 13 地方公共団体に対し有料宿舍を貸与する場合については、第八条第二項、第十条から第十二条まで及び第四章の規定は、適用しない。
- 14 地方公共団体に対し有料宿舍を貸与する場合における当該地方公共団体の義務等については、別様式第一号の次に次の一様式を加える。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

年 月 日

宿舍管理者 殿

地方公共団体の長 ㊟

下記の理由により、宿舍の貸与を受けたいので、県職員宿舍規則第8条第1項の規定により申請
します。

記

1 住居

申請別 種別	住 宅	宿舍名	室 数	室
申請 理由				
貸与 希望日	年	月	日	

2 自動車保管場所

区画

- (注) 1 該当項目は○で囲み、空欄は記入してください。
- 2 この申請書の有効期間は、宿舍管理者に受理された日から1年間です。
- 3 上記記載内容に変更があった場合は、直ちに申し出てください。

様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第2号の2 (第9条関係)

宿舍貸与承認書

平成 年 月 日

殿

管理者 宮 城 県 総 務 部 長

県職員宿舍規則第9条第1項の規定により、下記のとおり宿舍の貸与を承認する。

記

- 1 宿舍の所在地
- 2 宿舍の名称及び部屋番号
- 3 自動車保管場所の番号
- 4 貸与面積、室数及び貸付料

	家屋部分	附属家屋部分	自動車保管場所	計
貸与面積	m ²		区画	円
貸与室数	室			
月額貸付料		円	円	円

- 5 貸与年月日 平成 年 月 日
- 6 その他

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の県職員宿舍規則の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十五号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(昭和三十四年宮城県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

- 第五条及び第六条を削る。
- 第七条中「様式第五号」を「様式第四号」に改め、同条を第五条とする。
- 第八条中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同条を第六条とする。
- 第九条中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同条を第七条とする。
- 様式第四号を削る。
- 様式第五号中「(第7条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を様式第四号とする。
- 様式第六号中「(第8条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を様式第五号とする。
- 様式第七号中「(第9条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を様式第六号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の調理師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の調理師法施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第六百五十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供

する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十五年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 三井住建道路株式会社

2 所在地 東京都新宿区余丁十三番地二十七号

3 代表者の氏名 代表取締役 澤 誠之助

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県黒川郡大郷町川内字長福寺山十一番三、十五番、十六番、十七番、七十四番、八十二番

三 新設又は変更の別

変更

四 産業廃棄物処理施設の種類の

がれき類の破砕施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

六 申請年月日

平成二十五年五月十五日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

2 縦覧期間 平成二十五年七月十二日から平成二十五年八月十二日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十五年八月二十七日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第六百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第

四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十五年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇九〇〇〇五四	事業所の名称及び所在地	レインポー多賀城多賀城市鶴ヶ谷一丁目十一三	廃止した指定障害福祉サービスの種類	就労移行支援	設置者名	社会福祉法人 臥牛三敬会	廃止年月日	平成二十五年六月三十日
-------	------------	-------------	-----------------------	-------------------	--------	------	--------------	-------	-------------

○宮城県告示第六百五十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十五年八月二十七日	蔵王町全 域	午前十時から午後二時三十分まで	蔵王町ふるさと文化会館（ございんホール）
同 八月二十八日	七ヶ宿町全 域	午前十時から午後二時三十分まで	七ヶ宿町開発センター
同 九月二日	大河原町全 域	午前十時から午後二時三十分まで	大河原町役場北側車庫
同 九月三日	大河原町全 域	午前十時から午後二時三十分まで	大河原町役場北側車庫
同 九月九日	村田町全 域	午前十時から午後二時三十分まで	村田町中央公民館

○宮城県告示第六百五十九号

県営伊豆沼2工区地区土地改良事業（水利施設整備事業（排水対策特別型））変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができ、また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第

八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年七月十九日から平成二十五年八月十六日まで

三 縦覧場所

栗原市役所、登米市役所

○宮城県告示第六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する。

平成二十五年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

東松島市大塚字大東三四の一四

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第六百六十一号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法

律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 蒲生稚子袋地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百六十二号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 仙台港背後地工業地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百六十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百六十四号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・一・八 仙台港多賀城線

- 三・二・二 清水小路多賀城線
- 三・四・三百二 港北工業幹線

二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百六十五号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月十二日

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 仙台港背後地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百六十六号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月十二日

一 都市計画の種類

- 仙塩広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百六十七号
多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 仙塩広域都市計画道路
- 2 名称 三・四・三百二号港北工業幹線

二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百六十八号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月十二日

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画道路
- 2 名称 三・四・百九上河戸下浦線
- 三・四・百十東矢本駅前線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百六十九号
女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月十二日

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画市場
- 2 名称 第一号女川町地方卸売市場

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百七十号
宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第二十条第二項の規定により、平成二十四年宮城県告示第七百八十三号で指定した次の造成宅地防災区域の全部についてその指定を解除する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十五年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県利府町神谷沢字金沢十二番百八十六、十二番百八十七、十二番百八十八、十二番百九十、十二番百九十一、十二番百九十三、十二番二百一十一、十二番二百三十五、三十番二及び三十三番並びに十二番二及び三十六番の各一部並びに三十三番地先の道及び三十六番地先の水の各一部

○宮城県告示第六百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、河南矢本土地区の役員就任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年七月十二日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 大 内 仁

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年六月二十八日	今 井 竜太郎	石巻市鹿又字八幡前四十四番地	理事
平成二十五年六月二十八日	笹 野 恵一郎	石巻市鹿又字梅木屋敷百四十一番地	理事
平成二十五年六月二十八日	門 間 一 男	石巻市前谷地字八工区北五十六番地	理事
平成二十五年六月二十八日	佐 藤 勝 也	石巻市和測字一本柳二十五番地一	理事
平成二十五年六月二十八日	支 倉 繁	石巻市前谷地字定川二十八番地	理事
平成二十五年六月二十八日	大 森 康 隆	石巻市須江字糠塚前二十四番地	理事
平成二十五年六月二十八日	内 海 功	石巻市広測字新泉沢三百十六番地	理事
平成二十五年六月二十八日	石 垣 芳 温	石巻市広測字荒神前二十七番地	理事
平成二十五年六月二十八日	洪 谷 和 夫	石巻市北村字十工区二十番地	理事
平成二十五年六月二十八日	鈴 木 強	東松島市小松字上二間堀百五十五番地一	理事
平成二十五年六月二十八日	佐 藤 静 男	東松島市大塩字平田原百一番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年六月二十八日	鈴 木 仁 逸	東松島市小松字里前十六番地	理事
平成二十五年六月二十八日	土 井 寛 治	東松島市大曲字寺沼百五十番地一	理事
平成二十五年六月二十八日	阿 部 賢 一	東松島市赤井字星場二百六番地二	理事
平成二十五年六月二十八日	齋 藤 俊 一	東松島市赤井字鷲塚五十九番地一	理事
平成二十五年六月二十八日	黒 田 敏	石巻市門脇字二番谷地十三番地百四十一	理事
平成二十五年六月二十八日	佐々木 順 二	遠田郡涌谷町字三軒屋敷二七三番地	理事
平成二十五年六月二十八日	佐 藤 榮 一	石巻市前谷地字大和田前三番地二	監事
平成二十五年六月二十八日	菅 原 慶 一	東松島市矢本字大林三十番地	監事
平成二十五年六月二十八日	内 海 勝 男	石巻市広測字窪田五十七番地	監事

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年六月二十七日	伊 藤 健 夫	石巻市鹿又字新田町浦五番地	理事
平成二十五年六月二十七日	笹 野 恵 一 郎	石巻市鹿又字梅木屋敷百四十一番地	理事
平成二十五年六月二十七日	門 間 一 男	石巻市前谷地字八工区北五十六番地	理事
平成二十五年六月二十七日	佐 藤 勝 也	石巻市和測字一本柳二十五番地一	理事
平成二十五年六月二十七日	支 倉 繁	石巻市前谷地字定川二十八番地	理事
平成二十五年六月二十七日	大 森 康 隆	石巻市須江字糠塚前二十四番地	理事
平成二十五年六月二十七日	内 海 功	石巻市広測字新泉沢三百十六番地	理事
平成二十五年六月二十七日	齋 藤 泰 一	石巻市広測字新田二十一番地	理事
平成二十五年六月二十七日	洪 谷 和 夫	石巻市北村字十工区二十番地	理事

平成二十五年六月二十七日	鈴木 强	東松島市小松字上二間堀百五十五番地一	理事
平成二十五年六月二十七日	佐藤 静男	東松島市大塩字平田原百一番地	理事
平成二十五年六月二十七日	鈴木 仁逸	東松島市小松字里前十六番地	理事
平成二十五年六月二十七日	土井 寛治	東松島市大曲字寺沼百五十番地一	理事
平成二十五年六月二十七日	阿部 賢一	東松島市赤井字星場二百六番地二	理事
平成二十五年六月二十七日	浅野 耕平	東松島市赤井字中二番百八十三番地	理事
平成二十五年六月二十七日	佐々木 順二	遠田郡涌谷町字三軒屋敷二番七十三番地	理事
平成二十五年六月二十七日	佐藤 榮一	石巻市前谷地字大和田前三番地二	監事
平成二十五年六月二十七日	菅原 慶一	東松島市矢本字大林三十番地	監事
平成二十五年六月二十七日	内海 勝男	石巻市広瀬字窪田五十七番地	監事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十五年七月十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
柴田郡大河原町大谷字保料前三番、三番一、十四番、十五番一、十五番二及び十五番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市青葉区大町二丁目十四番十八号
株式会社菓匠三全

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十五年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
岩沼市寺島字浜里六十八番地の一
大村 力雄

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十五年七月十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城県松島町高城字愛宕一三十二番三及び三十二番一の一部
株式会社みつば

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号
株式会社みつば

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十五年七月十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城県松島町高城字愛宕二十番二、二十二番、二十三番二、二十三番五及び二十三番七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号
株式会社みつば

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十五年七月十二日

一 入札に付する事項
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 購入物品及び数量 簡易サーベイメータ 百六十一式・電離箱式サーベイメータ 百二十三式
- 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 納入期限 平成二十五年十一月二十九日（金）
- 納入場所 宮城県女川町役場ほか十箇所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ平成二十五年八月一日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は任意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は任意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 直美 電話〇二二―二二一―三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十五年八月一日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年七月三十日(火)から平成二十五年八月七日(水)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年八月七日(水)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十五年八月十三日(火) 午前九時から平成二十五年八月二十一日(水)午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成二十五年八月二十一日(水) 午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出するものとする。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十五年八月二十二日(木) 午前十時 宮城県庁行政舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する

消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Basic survey meter (161 sets) and ionization chamber type survey meter (123 sets)

2 Deadline for Delivery : Friday, November 29, 2013

3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Onagawa Town Office and 10 other locations

4 Deadline for Bid : Wednesday, August 21, 2013, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi

980-8570 Japan, TEL: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and JPY only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油(JIS一種二号) 七十キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年六月二十六日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社アミックス 石巻市大門町三丁目三番二十七号

五 落札金額 六百二十六万五千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七
入札の公告を行った日 平成二十五年五月三十一日